

## 地方独立行政法人府中市病院機構職員給与規程

平成24年 4月 1日  
改正 平成27年 4月 1日  
改正 平成28年 3月22日  
改正 平成28年 4月 1日

(趣旨)

第1条 この規程は、地方独立行政法人府中市病院機構職員就業規則(以下「就業規則」という。)に基づき、職員(臨時職員及び再雇用職員を除く。)の給与に関し必要な事項を定めるものとする。

(給与の種類)

第2条 職員の給与は、給料並びに家族手当、通勤手当、住宅手当、別居手当、特殊勤務手当、医師確保手当、連携協力手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、役職手当、初任給調整手当及び賞与とする。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第3条 時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当の額を算定する場合における勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額、特殊勤務手当(臨時的に支払われるものを除く。以下この条において同じ。)、医師確保手当、役職手当及び初任給調整手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1年度に係る勤務時間(その年度の総日数から地方独立行政法人府中市病院機構職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程(以下「勤務時間等規程」という。)に規定する週休日及び休日を除いた日数に係る勤務時間を基礎として、理事長が定める勤務時間をいう。)で除して得た額とする。ただし、給与の減額を行う場合及び理事長が別に定める場合における勤務1時間当たりの給与額の算出には、特殊勤務手当の額は参入しないものとする。

(給与の減額)

第4条 職員が勤務しないときは、その勤務しないことにつき理事長の承認があった場合を除くほか、その勤務しない1時間につき、前条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額した給与を支給する。

- 職員が正規の勤務時間中勤務しないことにつき理事長の承認があった場合でも、事情によっては理事長が定める基準により、給与額を減額することができる。
- 前2項の規定により減額すべき給与額は、その給与期間の分の給料に対応する額を、それぞれその次の給与期間以降の給料から差し引くものとする。ただし、退職、休職等の場合において、減額すべき給与額が給料から差し引くことができないときは、この規程に基づくその他の未支給の給与から差し引くものとする。

(端数計算)

第5条 第3条に規定する勤務1時間当たりの給与額及び勤務1時間につき支給する時間外勤務手当、休日勤務手当又は夜間勤務手当の額を算定する場合において、当該額に50銭未満の端数を生じたときにこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときにこれを1円に切り上げるものとする。

2 給料を減額する場合の基礎となる時間数並びに時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当の月額を支給の基礎となる勤務時間数は、その月におけるそれぞれの時間数(時間外勤務手当のうち支給割合を異にする部分があるときは、その異にする部分ごとにそれぞれ集計した時間数)の合計によるものとし、当該時間数の合計に1時間未満の端数があるときは、30分以上は1時間とし、30分未満は切り捨てるものとする。

(控除)

第6条 この規程に基づく給与は、法律により特に認められた場合を除き、現金で支給しなければならない。ただし、労使協定に基づき決定したものについては、毎月支給する給与から控除することができる。

2 給与は、労使協定に基づき、口座振替の方法により支払うことができる。

(給料)

第7条 給料は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬であつて、家族手当、通勤手当、住宅手当、別居手当、特殊勤務手当、医師確保手当、連携協力手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、役職手当、初任給調整手当及び賞与を除いた額とする。

(給料表)

第8条 給料表の種類は、次の各号に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。

- (1) 事務職給料表(別表第1)
- (2) 医療職給料表(一)(別表第2)
- (3) 医療職給料表(二)(別表第3)
- (4) 医療職給料表(三)(別表第4)

2 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務内容は、別表第5に定める級別標準職務表のとおりとする。

3 理事長は、すべての職員の職を前項の基準に従い第1項の給料表に掲げる職務の級のいずれかに格付けし、同項の給料表により職員に給料を支給しなければならない。

(初任給、昇格、昇給等の基準)

第9条 新たに給料表の適用を受ける職員となった者の号給は、理事長が定める基準に従い決定する。

- 2 職員を昇格（職員の職務の級を同一給料表の上位の職務の級に変更することをいう。以下同じ。）させるには、昇格させようとする職務の級に適すると認められる場合に限るものとする。
- 3 職員の昇給は、毎年4月1日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。
- 4 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給とすることを標準として理事長が定める基準に従い決定するものとする。
- 5 55歳を超える職員（医療職給料表（一）の適用を受ける職員については57歳を超える職員）を当該年齢に達した日の翌日以後の最初の4月1日以後に昇給させる場合における前項の規定の適用については、同項中「4号給」とあるのは、「2号給」とする。
- 6 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。
- 7 第3項から前項までに規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

（給料の支給方法）

第10条 給料の計算期間（以下「給与期間」という。）は、月の1日から末日までとする。ただし、特に必要がある場合には、月の期間の間において給与期間を短縮することができる。

- 2 給料の支給日は、毎月21日とする。ただし、その日が休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号。以下「祝日法」という。）に規定する休日をいう。以下同じ。）又は日曜日若しくは土曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い休日又は日曜日若しくは土曜日でない日に支給する。
- 3 特別の事情があるときは、前項の規定にかかわらず、その月内において支給日を変更し、又は2回以上に分割して支給することができる。

第11条 新たに職員となった者には、その日から給料を支給し、昇給、降給等により給料額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた給料を支給する。

- 2 職員が退職したときは、その日まで給料を支給する。
- 3 職員が死亡したときは、その月まで給料を支給する。
- 4 第1項又は第2項の規定により給料を支給する場合であつて、給与期間の初日から支給するとき以外のとき、又は給与期間の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、その給与期間の現日数から週休日（正規の勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）の日数を差し引いた日数を基礎として、日割によつ

て計算する。

(給料の日割計算)

第12条 職員が、給与期間の中途において次の各号のいずれかに該当する場合におけるその給与期間の給料は、日割計算により支給する。

- (1) 休職にされ、又は休職の終了により復職した場合
- (2) 公益的法人等への府中市職員の派遣等に関する条例(平成14年府中市条例第1号)に基づき府中市から派遣され、又は派遣後府中市に復帰した場合
- (3) 育児休業を始め、又は育児休業の終了により復職した場合
- (4) 停職にされ、又は停職の終了により復職した場合
- (5) 前各号に定めるもののほか、理事長が特に必要と認める場合  
(家族手当)

第13条 家族手当は、扶養親族のあるすべての職員に対して支給する。

2 前項の扶養親族とは次に掲げる者で、他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。

- (1) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)
- (2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫
- (3) 60歳以上の父母及び祖父母
- (4) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
- (5) 心身に著しい障害がある者

3 家族手当の月額は、前項第1号に掲げる扶養親族については13,000円、同項第2号から第5号までに掲げる扶養親族(次条において「扶養親族たる子、父母等」という。)については1人につき6,500円(職員に配偶者が不在の場合にあつてはそのうち1人については11,000円)とする。

4 扶養親族たる子のうちに15歳に達する日以後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間(以下「特定期間」という。)にある子がいる場合における家族手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間のある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

5 第2項に規定する扶養親族の認定について必要な事項は、理事長が別に定める。

第14条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合においては、その職員は直ちにその旨(新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者が不在ときは、その旨を含む。)を理事長に届け出なければならない。

- (1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合
  - (2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合
  - (3) 扶養親族たる子、父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合
  - (4) 扶養親族たる子、父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合
- 2 家族手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、扶養親族がない職員に前項第1号に掲げる事実が生じた場合においてはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、家族手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、家族手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るもののすべてが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、家族手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。
- 3 家族手当は、これを受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合、家族手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合、家族手当を受けている職員について同項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合又は職員の扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合においては、これらの事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときはその日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、家族手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合における家族手当の支給額の改定（扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る家族手当の支給額の改定を除く。）及び家族手当を受けている職員のうち扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る家族手当の支給額の改定について準用する。

(通勤手当)

第15条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

- (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用し、かつ、その運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを

常例とする職員（労働基準法施行規則（昭和22年厚生省令第23号）別表第2に掲げる程度の身体障害のため、歩行することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）

(2) 通勤のため自動車その他の交通用具で理事長が別に定めるもの（以下「自動車等」という。）を使用することが常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び前号の規定に該当する職員を除く。）

2 前項第1号に掲げる職員に支給する通勤手当の額は、支給単位期間につき、別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）とする。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1月当たりの運賃等相当額」という。）が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）とする。

3 第1項第2号に掲げる職員に支給する通勤手当の額は、支給単位期間につき、次の表の各号の区分に従い当該各号に定める額とする

通勤距離	自動車等
1 片道2キロメートル以上5キロメートル未満のもの	2,000円
2 片道5キロメートル以上10キロメートル未満のもの	4,200円
3 片道10キロメートル以上15キロメートル未満のもの	7,100円
4 片道15キロメートル以上20キロメートル未満のもの	10,000円
5 片道20キロメートル以上25キロメートル未満のもの	12,900円
6 片道25キロメートル以上30キロメートル未満のもの	15,800円

7 片道30キロメートル以上35キロメートル未満のもの	18,700円
8 片道35キロメートル以上40キロメートル未満のもの	21,600円
9 片道40キロメートル以上45キロメートル未満のもの	24,400円
10 片道45キロメートル以上50キロメートル未満のもの	26,200円
11 片道50キロメートル以上55キロメートル未満のもの	28,000円
12 片道55キロメートル以上60キロメートル未満のもの	29,800円
13 片道60キロメートル以上	31,600円

- 4 通勤のため交通機関等を利用することを常例とする職員で、住居又は勤務場所から交通機関を利用するまでの間の距離が片道2キロメートル以上であるものには、第2項に規定する額に、前項の表各号に掲げる区分に従い当該各号に定める額を加算して支給する。この場合において前項の表中「通勤距離」とあるのは、「住居又は勤務場所から交通機関を利用するまでの間の距離」と読み替えるものとする。
- 5 通勤手当は、支給単位期間に係る最初の月の理事長が別に定める日に支給する。
- 6 通勤手当を支給される職員につき、離職その他特別な事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して理事長が別に定める額を返納させるものとする。
- 7 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6月を超えない範囲内で1か月を単位として理事長が別に定める期間（自動車等に係る通勤手当にあつては、1月）をいう。
- 8 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改訂その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(住宅手当)

第16条 自ら居住するため住宅（貸間を含む。次項において同じ。）を借り受け、月額12,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（有料の職員用宿舎を貸与され、それに対する使用料を支払っている職員その他理事長が別に定める職員を除く。）には、その家賃の額に応じ、次表に定めるとおり住宅手当を支給する。

家賃月額	住宅手当支給額
12,000円以下	支給なし
12,000円を超え15,000円以下	3,000円
15,000円を超え23,000円以下	家賃－12,000円
23,000円を超え55,000円以下	(家賃－23,000円)÷2(100円未満切捨て)+11,000円
55,000円を超える	27,000円

- 2 次条の規定により別居手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅（有料の職員用宿舎その他理事長が別に定める住宅を除く。）を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして理事長が別に定めるものについては、前項の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）の月額の住宅手当を支給する。
- 3 第1項に規定する職員のうち前項に規定する職員でもあるものについては、第1項の規定により支給される住宅手当及び前項の規定により支給される住宅手当の合計額を支給する。
- 4 前3項に規定するもののほか、住宅手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

（別居手当）

第17条 別居手当は、次の各号のいずれにも該当する職員に支給する。

- (1) 住居の移転に伴い、同居していた配偶者と別居することとなった場合（ただし、父母の疾病その他やむを得ない事情による別居に限る。）
  - (2) 通勤距離等を考慮して理事長が別に定める基準に照らして前項の別居を行わなければ通勤が困難である場合
- 2 別居手当の月額は、20,000円（理事長が別に定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下単に「交通距離」という。）が理事長が別に定める距離以上である職員にあっては、その額に、18,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて理事長が別に定める額を加算した額）とする。
  - 3 前2項に規定するもののほか、別居手当の支給の調整に関する事項その他別居手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。



(特殊勤務手当)

第18条 特殊勤務手当は、職員が特殊な勤務に従事する場合において、その特殊性を給料で考慮することが適当でない認められるものに従事する職員に対して支給する。

2 特殊勤務手当の種類、支給を受ける職員の範囲、支給額その他特殊勤務手当の支給に関し必要な事項は、地方独立行政法人府中市病院機構職員特殊勤務手当規程で定める。

(医師確保手当)

第19条 病院に勤務する医師に対し、病院への貢献度、医療技術等を勘案し、月額350,000円を限度として医師確保手当を支給することができる。

2 医師確保手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(連携協力手当)

第20条 病院に勤務する医師で法人が運営する他の病院で行う診療、手術等に協力した者に対して、月額20,000円を支給する。

(時間外勤務手当)

第21条 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間外に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき第3条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じて、当該各号に定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1) 正規の勤務時間が割り振られた日(次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日勤務手当が支給されることとなる日を除く。)における勤務  
100分の125

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務 100分の135

2 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間外にした勤務の時間が1月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全期間に対して、前項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第3条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

3 勤務時間等規程第9条第1項に規定する時間外勤務代替休暇を指定された場合において、当該時間外勤務代替休暇に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代替休暇の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、

第3条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)から第1項に規定する割合(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。

(休日勤務手当)

第22条 職員には正規の勤務日が休日に当たっても、正規の給与を支給する。

2 休日において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき第3条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の135を乗じて得た額を休日勤務手当として支給する。

3 前2項の休日は、次に掲げるものとする。ただし、第1号に規定する休日にあつて、当該休日に代わる日として第2号に規定する休日を指定した場合は、この限りでない。

(1) 勤務時間等規程第7条に規定する休日(勤務時間等規程第3条の規定に基づき毎日曜日を週休日と定められている職員以外の職員にあつて、当該休日と同規程第6条の規定に基づく週休日に当たるときは、週休日に当たる祝日法第3条に規定する休日の直後の正規の勤務日

(2) 勤務時間等規程第8条の規定により代休日を指定されて、同規程第7条に規定する休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあつては、当該休日に代わる代休日(以下「休日の代休日」という。)

(夜間勤務手当)

第23条 正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき第3条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の25を夜間勤務手当として支給する。

2 夜間勤務手当は、休憩時間及び睡眠時間を除いた実働時間に対して支給する。

(宿日直手当)

第24条 宿日直手当は、職員が任命権者の命により宿日直勤務に服した場合において、その勤務回数に応じてこれを支給する。

2 前項の宿日直手当の額は、その勤務1回につき次の区分による額以内とする。

区分		金額
医師	宿直及び日直	18,200円
	宿直及び日直	20,000円

	(週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等に勤務した場合)	
その他の職員	宿直及び日直	6,100 円

備考

- 1 勤務時間が5時間未満の場合は、それぞれの区分の金額について半額とする。
- 2 宿日直手当の額が同種の職にある者に対して支給される労働基準法（昭和22年法律第49号）第37条の割増賃金の基礎となる賃金の1人1日平均額の3分の1を下回る場合は、当該3分の1の金額とする。
- 3 住込勤務その他連続して宿日直勤務に服する場合の宿日直手当の額は、前各項の規定にかかわらず、予算の範囲内において月額を定めて支給する。
- 4 第1項の勤務は、第21条、第22条第2項及び第23条第1項の勤務には含まれないものとする。ただし、災害の発生その他により第1項の勤務以外の勤務に服すべきことを命じた場合は、この限りでない。

(役職手当)

第25条 職員のうち別表第6に掲げる職員の職に対し、その職務の特殊性に基づき同表に掲げる額を役職手当として支給する。

- 2 前項に定める役職手当は、職員がその職にある期間に限り支給する。ただし、月の1日から末日までの全日数にわたって勤務しなかった場合（業務上の負傷若しくは疾病又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。以下同じ。）による負傷若しくは疾病により、承認を得て勤務しなかった場合を除く。）は、その月の役職手当は支給しない。
- 3 前2項に定めるもののほか、役職手当の支給については、理事長が別に定める。

(初任給調整手当)

第26条 新たに職員として採用する者で、必要のあるものに対し、初任給の調整額として、初任給調整手当を支給することができる。

- 2 初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(賞与)

第27条 賞与は、法人の業績が特に良好と認められる場合に、理事長が定める基準日に在職する職員（理事長が定める職員を除く。）に対し支給する。

- 2 賞与の支給基準、支給額、支給日その他支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(手当の支給方法)

第28条 家族手当、通勤手当、住宅手当、別居手当、特殊勤務手当（臨時的に支払われるものを除く。）、医師確保手当、役職手当及び初任給調整手当は、当月分を当月に支給する。

2 特殊勤務手当（臨時的に支払われるもの）、連携協力手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当及び宿日直手当は、当月分を翌月に支給する。

3 手当の支給日までに手当に係る事実が確認できない等のため、その日に支給することができないときは、前2項の規定にかかわらず、その日後に支給することができる。

4 手当は、他に特別の定めがあるものを除くほか、第10条に規定する給料の支給方法に準じて支給する。

（休職者の給与）

第29条 職員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、就業規則第15条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中その者に給与の全額を支給することができる。

2 職員が結核性疾患にかかり、就業規則第15条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満2年に達するまではその者に給料、家族手当、住宅手当及び賞与のそれぞれ100分の80を支給することができる。

3 職員が前2項以外の心身の故障により就業規則第15条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その期間が満1年に達するまではその者に給料、家族手当、住宅手当及び賞与のそれぞれ100分の80以内を支給することができる。

4 職員が就業規則第15条第1項第2号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、その者に給料、家族手当、住宅手当及び賞与のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。

（給料等の訂正）

第30条 職員の届出の遅れ等により過払いが生じた場合は、原因の発生日まで遡って是正する。ただし、職員に瑕疵がなく、給料等の決定段階で誤りがあった場合で、理事長の承認を得たときは、その訂正を将来に向かって行うことができる。

（補則）

第31条 この規程の規定により難い職員の給与については、理事長が別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成24年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(法人移行職員に係る給与の決定)

- 2 施行日において、地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第59条第2項の規定の適用を受けた職員(以下「法人移行職員」という。)に適用する給料表の職務の級及び号給は、法人移行職員が施行日の前日に受けていた給料表の職務の級及び号給に相当する職務の級及び号給又はその1号上位の号給とする。
- 3 施行日以後最初に行われる法人移行職員に対する昇給、昇格及び降格に係る規定の適用に当たっては、施行日の前日までの府中市職員としての在職期間、勤務成績等を、法人職員としての在職期間、勤務成績等とみなす。
- 4 前2項の規定にかかわらず、他の職員との均衡上必要があると認められる法人移行職員については、理事長の承認を得てその者の給料を調整することができる。
- 5 施行日前に府中市において行われた法人移行職員の扶養手当、通勤手当及び住居手当に係る認定については、法人において行った家族手当、通勤手当及び住宅手当とみなす。
- 6 平成24年4月に支給される特殊勤務手当(臨時的に支払われるもの)、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当及び宿日直手当の額の算定に当たっては、平成24年3月の府中市職員としての勤務実績を、法人職員としての勤務実績とみなす。

(派遣等職員の給与)

- 7 公益的法人等への府中市職員の派遣等に関する条例に基づき、府中市から法人に派遣された職員の給与については、この規程の規定により算定した額を法人が支給する。ただし、府中市一般職の職員の給与に関する条例(昭和29年府中市条例第16号)その他府中市の関係例規及び通知等の定めるところにより算定した額を下回るときは、その差額を法人が支給する。

(出向職員の給与)

- 8 広島県厚生農業協同組合連合会(以下この項において「厚生連」という。)と法人との契約に基づき、厚生連から法人に出向する職員の給与については、別に定める。

附 則 (平成27年3月24日理事会承認)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

(給料の切替えに伴う経過措置)

- 2 平成27年4月1日(以下「切替日」という。)の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた

給料月額に達しないこととなるもの（切替日以後、新たに再任用職員となる職員を除く。）には、平成30年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

附 則（平成28年3月22日理事会承認）

（施行期日）

この規程は、平成28年3月22日から施行し、平成28年2月1日から適用する。

附 則（平成28年3月22日理事会承認）

（施行期日）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

### 別表第1（第8条関係）

#### 事務職給料表

（円）

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	140,100	190,200	226,400	259,900	286,200	317,000	361,300
2	141,200	192,000	228,000	261,900	288,400	319,200	363,900
3	142,400	193,800	229,500	263,700	290,700	321,500	366,400
4	143,500	195,600	231,100	265,800	292,900	323,700	369,000
5	144,600	197,200	232,600	267,700	294,900	326,000	371,100
6	145,700	199,000	234,300	269,600	297,200	328,000	373,600
7	146,800	200,800	235,800	271,600	299,500	330,200	375,900
8	147,900	202,600	237,400	273,700	301,800	332,400	378,400
9	149,000	204,300	238,900	275,800	303,900	334,500	380,900
10	150,400	206,100	240,400	277,800	306,200	336,700	383,600
11	151,700	207,900	242,000	279,900	308,400	338,800	386,200
12	153,000	209,700	243,500	282,000	310,700	341,000	388,900
13	154,300	211,100	245,000	284,000	312,900	343,000	391,300
14	155,800	212,900	246,500	286,100	315,000	345,000	393,600
15	157,300	214,600	247,900	288,100	317,200	347,100	395,800
16	158,900	216,400	249,300	290,200	319,300	349,100	398,200
17	160,200	218,100	250,800	292,200	321,400	351,000	400,000

18	161,700	219,800	252,600	294,200	323,400	353,000	402,000
19	163,200	221,400	254,300	296,300	325,500	354,800	403,900
20	164,700	223,000	256,100	298,300	327,500	356,700	405,700
21	166,100	224,500	257,800	300,400	329,500	358,700	407,600
22	168,800	226,200	259,600	302,500	331,600	360,600	409,400
23	171,400	227,800	261,400	304,500	333,600	362,600	411,200
24	174,000	229,400	263,100	306,600	335,700	364,500	413,100
25	176,700	230,800	265,100	308,400	337,300	366,500	414,900
26	178,400	232,300	267,000	310,500	339,200	368,400	416,400
27	180,100	233,800	268,800	312,600	341,100	370,400	417,900
28	181,800	235,100	270,700	314,600	343,000	372,400	419,500
29	183,300	236,400	272,400	316,600	344,700	373,900	421,100
30	185,100	237,600	274,300	318,600	346,600	375,700	422,400
31	186,900	238,700	276,200	320,700	348,500	377,500	423,700
32	188,600	239,900	278,000	322,800	350,300	379,100	424,900
33	190,200	241,200	279,700	324,300	352,200	380,900	426,100
34	191,700	242,500	281,600	326,300	354,000	382,300	427,400
35	193,200	243,700	283,400	328,200	355,800	383,800	428,700
36	194,700	245,000	285,300	330,300	357,500	385,400	429,900
37	196,000	246,000	287,000	332,200	358,900	386,800	431,100
38	197,300	247,400	288,700	334,100	360,200	388,000	431,900
39	198,600	248,900	290,500	336,100	361,600	389,200	432,700
40	199,900	250,400	292,300	338,000	363,000	390,300	433,500
41	201,200	251,800	294,000	339,900	364,300	391,400	434,100
42	202,500	253,200	295,700	341,800	365,200	392,600	434,800
43	203,800	254,600	297,400	343,600	366,300	393,800	435,500
44	205,100	256,000	299,000	345,500	367,400	394,900	436,200
45	206,300	257,200	300,700	347,000	368,200	395,600	437,000
46	207,600	258,500	302,400	348,400	369,100	396,300	437,800
47	208,900	259,900	304,000	349,900	370,000	397,000	438,200
48	210,200	261,300	305,700	351,400	370,900	397,700	438,900
49	211,300	262,600	306,900	353,000	371,800	398,300	439,400
50	212,400	263,700	308,400	353,800	372,600	398,900	439,800
51	213,400	265,000	309,900	355,000	373,400	399,400	440,200
52	214,500	266,300	311,500	356,000	374,200	399,800	440,600

53	215,600	267,400	313,100	356,900	374,900	400,200	441,000
54	216,600	268,500	314,700	358,000	375,600	400,500	441,400
55	217,500	269,800	316,300	358,900	376,300	400,800	441,800
56	218,500	271,100	317,800	360,000	377,000	401,100	442,100
57	219,200	272,200	319,300	360,900	377,500	401,400	442,400
58	220,100	273,200	320,500	361,600	378,100	401,700	442,800
59	221,000	274,300	321,700	362,300	378,700	402,000	443,100
60	221,900	275,400	322,900	363,000	379,400	402,300	443,400
61	222,600	276,600	323,600	363,400	379,800	402,600	443,700
62	223,600	277,600	324,500	364,000	380,500	402,900	
63	224,500	278,500	325,300	364,700	381,100	403,200	
64	225,400	279,500	326,100	365,400	381,700	403,500	
65	226,100	280,300	327,000	365,700	382,100	403,800	
66	227,000	281,200	327,400	366,400	382,700	404,100	
67	227,900	281,900	328,100	367,100	383,300	404,400	
68	229,000	282,800	328,900	367,800	383,900	404,700	
69	229,800	283,800	329,700	368,100	384,300	404,900	
70	230,500	284,600	330,400	368,700	384,800	405,200	
71	231,200	285,400	331,100	369,400	385,300	405,500	
72	232,000	286,200	331,800	370,000	385,900	405,800	
73	232,800	287,000	332,300	370,300	386,200	406,000	
74	233,500	287,500	332,900	370,900	386,600	406,300	
75	234,200	287,900	333,400	371,600	387,000	406,600	
76	234,900	288,400	334,000	372,200	387,400	406,800	
77	235,600	288,500	334,300	372,600	387,700	407,000	
78	236,400	288,900	334,800	373,100	388,000	407,300	
79	237,200	289,100	335,200	373,700	388,300	407,600	
80	238,000	289,500	335,700	374,200	388,600	407,800	
81	238,700	289,700	336,100	374,700	388,800	408,000	
82	239,400	289,900	336,600	375,300	389,100	408,300	
83	240,100	290,300	337,100	375,800	389,400	408,600	
84	240,800	290,600	337,600	376,100	389,600	408,800	
85	241,500	290,900	337,900	376,500	389,800	409,000	
86	242,200	291,200	338,300	377,000	390,100		
87	242,900	291,500	338,800	377,400	390,400		



88	243,600	291,900	339,200	377,800	390,600		
89	244,300	292,200	339,500	378,200	390,800		
90	244,800	292,600	339,900	378,700	391,100		
91	245,300	292,900	340,400	379,100	391,400		
92	245,800	293,300	340,800	379,500	391,600		
93	246,100	293,400	341,000	379,800	391,800		
94		293,600	341,400				
95		294,000	341,900				
96		294,400	342,300				
97		294,600	342,400				
98		294,900	342,900				
99		295,300	343,300				
100		295,700	343,600				
101		295,900	343,900				
102		296,200	344,300				
103		296,600	344,700				
104		296,900	345,100				
105		297,100	345,600				
106		297,400	346,000				
107		297,800	346,400				
108		298,100	346,800				
109		298,300	347,300				
110		298,700	347,700				
111		299,100	348,000				
112		299,400	348,300				
113		299,500	348,800				
114		299,800					
115		300,100					
116		300,500					
117		300,700					
118		300,900					
119		301,200					
120		301,500					
121		301,900					
122		302,100					

123	302,400			
124	302,700			
125	303,000			

備考 この給料表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、非常勤（短時間勤務を含む。）の職員、臨時的に雇用される職員など他の規程に定めのある職員を除く。なお、必要な場合は最終号給に直前の号給との間差額を加算し、以後も同様にすることができるものとする。

別表第2（第8条関係）

医療職給料表（一）

（円）

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	300,600	340,700	407,000	523,000
2	303,800	343,900	409,900	525,200
3	306,900	347,100	412,800	527,400
4	310,000	350,300	415,700	529,600
5	313,000	353,500	418,600	531,800
6	316,900	357,000	421,400	534,300
7	320,800	360,500	424,200	536,800
8	324,700	364,000	427,000	539,300
9	328,600	367,200	429,600	541,800
10	331,600	371,100	432,300	544,200
11	334,500	375,000	435,000	546,600
12	337,600	378,900	437,700	549,000
13	340,300	382,700	440,300	551,200
14	343,600	385,600	442,900	553,500
15	346,800	388,500	445,500	555,800
16	349,900	391,400	448,100	558,100
17	352,900	394,300	450,500	560,200
18	355,900	397,200	453,100	562,500
19	359,000	400,100	455,700	564,800
20	362,200	403,000	458,300	567,100

21	365,300	405,700	460,700	569,400
22	368,900	408,400	463,100	571,400
23	372,300	411,200	465,500	573,400
24	376,000	414,000	467,900	575,400
25	379,600	416,600	470,100	577,400
26	382,300	419,300	472,400	580,000
27	385,100	422,000	474,600	582,500
28	387,900	424,700	476,900	585,100
29	390,800	427,200	479,200	587,700
30	393,400	429,700	481,400	590,000
31	396,000	432,100	483,600	592,300
32	398,600	434,600	485,800	594,600
33	400,900	436,800	487,800	596,500
34	403,200	439,200	489,900	598,800
35	405,500	441,600	492,000	601,100
36	407,800	444,000	494,100	603,400
37	410,200	446,000	496,200	605,500
38	412,300	448,400	498,300	607,600
39	414,300	450,800	500,400	609,700
40	416,400	453,100	502,500	611,800
41	418,500	455,300	504,600	613,600
42	420,500	457,600	506,600	615,600
43	422,500	459,800	508,600	617,600
44	424,500	462,100	510,600	619,600
45	426,600	464,300	512,400	621,300
46	428,600	466,600	514,200	623,100
47	430,600	468,900	516,100	625,000
48	432,600	471,100	518,000	626,900
49	434,600	473,100	519,700	628,500
50	436,400	475,200	521,500	630,400
51	438,100	477,300	523,300	632,300
52	439,900	479,400	525,100	634,200
53	441,800	481,500	527,000	635,800
54	443,600	483,300	528,800	637,600
55	445,400	485,100	530,600	639,400

56	447,100	486,900	532,400	641,200
57	448,900	488,600	534,000	642,700
58	450,600	490,400	535,800	644,300
59	452,400	492,200	537,500	645,800
60	454,200	494,000	539,300	647,400
61	456,100	495,600	540,900	648,600
62	457,300	497,300	542,500	650,200
63	458,500	499,100	543,900	651,600
64	459,700	500,900	545,500	653,200
65	460,900	502,500	547,000	654,600
66	461,900	503,800	548,400	656,100
67	462,900	505,100	549,800	657,600
68	463,900	506,400	551,100	659,000
69	464,700	507,700	552,300	660,200
70	465,400	509,000	553,300	661,700
71	466,100	510,300	554,300	663,200
72	466,800	511,600	555,300	664,700
73	467,500	512,600	556,300	666,100
74	468,200	513,400	557,200	667,600
75	468,900	514,200	558,100	669,100
76	469,600	515,000	559,000	670,600
77	470,100	515,900	559,800	671,900
78	470,800	516,700	560,700	673,300
79	471,500	517,600	561,600	674,700
80	472,200	518,400	562,500	676,100
81	472,600	519,300	563,400	677,300
82	473,200	520,200	564,300	678,700
83	473,900	520,900	565,200	680,100
84	474,600	521,800	565,900	681,300
85	475,000	522,700	566,800	682,500
86	475,600	523,500	567,700	683,800
87	476,200	524,400	568,600	685,100
88	476,700	525,300	569,500	686,400
89	477,300	526,100	570,400	687,700
90	477,800	527,000	571,700	689,000

91	478,300	527,900	573,000	690,300
92	478,800	528,600	574,300	691,600
93	479,200	529,400	575,500	692,800
94	479,800	530,300	576,700	694,100
95	480,200	531,200	577,900	695,400
96	480,700	532,100	579,100	696,700
97	481,200	532,900	580,300	697,800
98	481,800	533,800	581,500	699,100
99	482,400	534,700	582,700	700,400
100	482,800	535,600	583,900	701,700
101	483,300	536,400	585,100	702,700
102	483,900	537,300	586,300	704,000
103	484,500	538,200	587,500	705,300
104	485,100	539,100	588,700	706,600
105	485,600	539,900	589,700	707,600
106			590,900	
107			592,100	
108			593,300	
109			594,400	
110			595,600	
111			596,800	
112			598,000	
113			599,000	
114			600,200	
115			601,400	
116			602,600	
117			603,600	
118			604,800	
119			606,000	
120			607,200	
121			608,200	
122			609,400	
123			610,600	
124			611,800	
125			613,000	

126			614,200
127			615,400
128			616,600
129			617,700
130			618,900
131			620,100
132			621,300
133			622,400

備考 この給料表は、病院に勤務する医師に適用する。なお、必要な場合は最終号給に直前の号給との間差額を加算し、以後も同様にする事ができるものとする。

別表第3(第8条関係)

医療職給料表(二)

(円)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	145,000	182,900	218,200	244,400	277,100	324,900
2	146,400	184,500	219,800	245,800	279,100	326,900
3	147,800	186,100	221,400	247,000	281,300	329,100
4	149,200	187,700	223,000	248,400	283,500	331,300
5	150,400	189,200	224,400	249,600	285,700	333,300
6	152,200	190,800	226,000	250,800	287,800	335,500
7	153,900	192,400	227,500	252,000	289,900	337,600
8	155,600	193,900	229,100	253,300	292,100	339,800
9	157,300	195,500	230,400	254,600	294,100	341,800
10	159,000	197,200	231,900	255,600	296,300	343,900
11	160,700	198,800	233,300	256,700	298,400	346,100
12	162,500	200,500	234,600	257,700	300,600	348,200
13	164,000	202,100	236,300	259,000	302,800	349,900
14	165,900	203,700	237,700	260,600	304,800	351,900
15	167,900	205,300	238,900	262,200	306,900	353,800
16	169,800	206,900	240,300	263,700	308,900	355,800

17	171,700	208,400	241,500	265,300	311,100	357,700
18	173,600	210,000	242,700	267,100	313,100	359,700
19	175,400	211,700	243,900	268,900	315,200	361,700
20	177,300	213,400	245,200	270,800	317,300	363,700
21	179,200	214,700	246,600	272,600	319,200	365,500
22	180,700	216,200	247,600	274,400	321,200	367,500
23	182,200	217,600	248,700	276,200	323,100	369,600
24	183,700	219,100	249,800	278,000	325,100	371,700
25	185,300	220,500	251,000	279,800	327,100	373,100
26	186,800	221,900	252,500	281,700	329,000	374,900
27	188,300	223,200	253,900	283,600	331,000	376,700
28	189,700	224,500	255,400	285,400	333,000	378,400
29	191,200	225,900	256,900	287,400	334,600	380,200
30	192,500	227,300	258,600	289,300	336,400	381,700
31	193,800	228,800	260,300	291,100	338,100	383,300
32	195,100	230,200	262,000	293,000	339,900	385,000
33	196,500	231,600	263,500	294,800	341,600	386,300
34	197,900	232,900	265,300	296,500	343,400	387,600
35	199,300	234,000	267,000	298,300	345,300	388,900
36	200,700	235,300	268,800	300,100	347,100	390,100
37	201,800	236,700	270,300	301,600	348,900	391,200
38	203,100	238,000	272,000	303,300	350,600	392,400
39	204,400	239,200	273,700	305,000	352,200	393,500
40	205,700	240,500	275,400	306,600	353,900	394,600
41	206,900	241,800	277,100	308,400	355,100	395,400
42	208,100	243,100	278,700	310,100	356,200	396,200
43	209,300	244,300	280,400	311,700	357,400	397,000
44	210,500	245,400	282,100	313,400	358,600	397,800
45	211,700	246,600	283,700	314,600	359,800	398,200
46	212,800	248,000	285,400	316,000	360,600	398,800
47	213,800	249,500	287,100	317,500	361,800	399,300
48	214,900	251,000	288,700	319,100	362,900	399,700
49	215,900	252,600	290,100	320,500	363,900	400,100
50	216,900	254,000	291,700	321,800	364,900	400,400
51	217,800	255,400	293,200	323,000	365,900	400,700

52	218,800	256,800	294,800	324,300	366,900	401,000
53	219,500	257,900	296,200	325,400	367,700	401,300
54	220,400	259,300	297,700	326,400	368,500	401,600
55	221,200	260,700	299,100	327,500	369,400	401,900
56	222,200	262,100	300,600	328,500	370,300	402,200
57	222,900	263,100	301,900	329,000	370,800	402,500
58	223,800	264,400	303,100	329,900	371,600	402,800
59	224,600	265,700	304,300	330,700	372,400	403,100
60	225,400	267,000	305,700	331,600	373,200	403,500
61	226,300	268,000	307,000	332,400	373,600	403,700
62	227,200	269,200	308,200	332,700	374,300	404,000
63	228,100	270,500	309,500	333,300	375,000	404,300
64	229,200	271,800	310,700	334,000	375,700	404,600
65	229,900	272,800	312,100	334,600	376,100	404,800
66	230,700	273,900	312,900	335,300	376,700	
67	231,500	275,000	313,700	336,000	377,400	
68	232,400	276,100	314,500	336,700	378,000	
69	233,100	277,200	315,100	337,400	378,400	
70	233,800	278,200	315,800	337,900	378,900	
71	234,500	279,300	316,500	338,500	379,400	
72	235,200	280,400	317,100	339,100	379,900	
73	235,900	281,300	317,800	339,400	380,500	
74	236,700	282,000	318,000	340,000	381,000	
75	237,500	282,500	318,600	340,500	381,600	
76	238,300	283,300	319,200	341,100	382,200	
77	238,900	284,100	319,800	341,600	382,700	
78	239,500	284,700	320,300	342,100	383,200	
79	240,100	285,300	320,800	342,600	383,700	
80	240,700	285,900	321,300	343,000	384,200	
81	241,100	286,600	321,900	343,300	384,500	
82	241,500	287,100	322,400	343,600	385,000	
83	241,900	287,500	322,800	344,000	385,400	
84	242,300	287,900	323,300	344,300	385,800	
85	242,700	288,100	323,800	344,800	386,200	
86		288,300	324,200	345,100		



87		288,500	324,400	345,400	
88		288,700	324,800	345,700	
89		289,100	325,200	346,100	
90		289,300	325,600	346,400	
91		289,500	326,000	346,800	
92		289,700	326,400	347,100	
93		290,100	326,700	347,500	
94		290,300	326,900	347,800	
95		290,500	327,300	348,100	
96		290,800	327,600	348,400	
97		291,200	327,800	348,700	
98		291,500	328,100	349,100	
99		291,700	328,400	349,500	
100		292,000	328,700	349,900	
101		292,300	328,900	350,400	
102		292,500	329,200	350,800	
103		292,700	329,600	351,200	
104		293,000	329,800	351,600	
105		293,300	329,900	352,100	
106			330,200		
107			330,600		
108			330,800		
109			331,000		
110			331,400		
111			331,800		
112			332,200		
113			332,400		

備考 この給料表は、病院に勤務する薬剤師、臨床検査技師、診療放射線技師、理学療法士、作業療法士、臨床工学技士、介護福祉士、精神保健福祉士、管理栄養士及び栄養士に適用する。なお、必要な場合は最終号給に直前の号給との間差額を加算し、以後も同様にすることができるものとする。

別表第4(第8条関係)

医療職給料表(三)

(円)

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	158,400	185,900	234,300	257,300	283,000	328,200
2	159,800	188,000	236,100	258,300	284,800	330,300
3	161,300	190,100	237,900	259,200	286,700	332,400
4	162,700	192,100	239,700	260,300	288,700	334,600
5	164,200	194,200	241,100	261,200	290,500	336,800
6	165,700	196,500	242,400	262,200	292,300	338,900
7	167,200	198,800	243,600	263,000	294,200	341,100
8	168,700	201,100	244,900	264,100	296,100	343,200
9	170,000	203,500	246,000	265,200	298,000	344,900
10	171,700	204,900	247,100	266,000	299,900	346,900
11	173,300	206,300	248,000	267,200	301,700	348,800
12	174,900	207,700	249,000	268,400	303,600	350,800
13	176,400	209,100	250,300	269,700	305,300	352,800
14	178,400	210,600	251,400	271,100	307,000	354,900
15	180,400	212,100	252,200	272,300	308,800	357,000
16	182,400	213,300	253,200	273,800	310,600	359,000
17	184,600	214,700	254,100	275,200	312,500	361,000
18	186,700	216,200	255,000	276,600	314,100	363,000
19	188,800	217,700	256,000	277,900	315,800	365,100
20	190,900	219,200	257,000	279,400	317,500	367,200
21	193,000	220,600	257,900	281,000	319,000	368,900
22	195,200	222,300	258,900	282,600	320,500	371,000
23	197,400	224,000	259,900	284,100	322,100	373,100
24	199,600	225,700	260,900	285,600	323,600	375,100
25	201,600	227,100	262,100	286,900	325,300	377,100
26	202,900	228,800	263,500	288,700	326,700	378,700
27	204,200	230,500	264,700	290,500	328,200	380,600
28	205,500	232,200	266,100	292,200	329,800	382,500
29	206,700	233,800	267,400	293,800	331,200	384,300
30	207,900	235,200	268,900	295,500	332,700	386,000

31	209,200	236,500	270,500	297,100	334,100	387,900
32	210,400	237,700	272,000	298,800	335,600	389,700
33	211,700	239,000	273,600	300,300	337,200	391,400
34	213,000	240,100	275,100	301,800	338,700	393,100
35	214,300	241,000	276,400	303,400	340,300	394,900
36	215,600	242,100	277,800	305,000	341,800	396,600
37	217,000	243,200	279,400	306,500	343,500	398,200
38	218,400	244,300	280,800	307,900	345,100	399,900
39	219,800	245,200	282,300	309,500	346,600	401,700
40	221,200	246,300	283,700	311,100	348,200	403,500
41	222,200	247,100	285,300	312,700	349,400	405,000
42	223,600	248,000	286,900	314,100	350,900	406,500
43	225,000	248,900	288,400	315,500	352,400	408,000
44	226,400	249,900	290,000	317,000	353,800	409,300
45	227,600	250,800	291,400	318,100	355,400	410,400
46	229,000	251,800	292,800	319,500	356,400	411,500
47	230,300	252,800	294,300	320,900	357,900	412,600
48	231,600	253,800	295,800	322,400	359,200	413,800
49	232,700	254,800	297,100	323,500	360,600	415,100
50	233,800	256,000	298,400	324,900	362,000	416,200
51	234,800	257,200	299,800	326,200	363,300	417,400
52	235,900	258,500	301,200	327,500	364,700	418,500
53	237,000	259,700	302,700	328,900	366,200	419,700
54	238,100	261,200	304,000	330,300	367,400	420,700
55	239,100	262,600	305,400	331,700	368,500	421,800
56	240,100	264,100	306,800	333,000	369,700	422,900
57	241,100	265,700	307,900	333,900	370,800	424,000
58	242,100	267,300	309,100	335,200	371,700	424,500
59	242,900	268,800	310,300	336,400	372,700	425,100
60	243,900	270,400	311,700	337,700	373,700	425,500
61	244,900	271,800	312,800	338,800	374,300	426,100
62	245,900	273,300	314,100	339,700	375,100	426,600
63	246,800	274,800	315,400	340,900	375,900	427,000
64	247,800	276,200	316,600	342,200	376,700	427,500
65	248,700	277,800	317,900	343,300	377,400	428,100

66	249,700	279,300	319,200	344,500	378,100	428,500
67	250,800	280,800	320,500	345,700	378,900	428,800
68	251,800	282,300	321,800	346,800	379,600	429,100
69	252,700	283,500	322,500	347,800	380,200	429,500
70	253,800	285,000	323,600	348,800	380,800	
71	255,000	286,500	324,700	349,900	381,500	
72	256,200	287,900	325,600	351,000	382,100	
73	257,600	289,100	326,900	351,800	382,800	
74	258,900	290,500	327,600	352,900	383,300	
75	260,200	291,900	328,700	354,000	383,900	
76	261,500	293,200	329,900	355,100	384,400	
77	262,500	294,700	331,000	355,800	384,800	
78	263,600	296,000	332,200	356,600	385,400	
79	264,900	297,200	333,300	357,400	385,900	
80	266,200	298,500	334,500	358,100	386,200	
81	267,300	299,300	335,600	358,700	386,500	
82	268,300	300,500	336,700	359,200	387,000	
83	269,400	301,600	337,700	359,800	387,400	
84	270,500	302,800	338,800	360,300	387,700	
85	271,400	303,900	339,700	360,900	388,000	
86	272,300	305,100	340,700	361,400	388,500	
87	273,400	306,300	341,600	362,000	389,000	
88	274,500	307,400	342,600	362,500	389,400	
89	275,500	308,700	343,600	362,900	389,700	
90	276,400	309,900	344,400	363,300	390,100	
91	277,400	311,100	345,200	363,900	390,600	
92	278,400	312,300	346,000	364,400	391,000	
93	279,400	313,100	346,600	364,700	391,400	
94	280,400	313,800	347,200	365,200		
95	281,300	314,500	347,900	365,600		
96	282,300	315,100	348,500	365,900		
97	283,200	315,800	348,900	366,500		
98	284,000	316,100	349,300	367,000		
99	284,600	316,700	349,800	367,500		
100	285,500	317,400	350,200	368,000		

101	286,300	317,800	350,700	368,600
102	287,100	318,400	351,100	369,100
103	287,900	319,000	351,600	369,600
104	288,700	319,600	352,000	370,000
105	289,400	320,000	352,300	370,600
106	289,900	320,500	352,800	371,100
107	290,400	321,000	353,200	371,600
108	290,900	321,500	353,500	372,100
109	291,100	321,900	354,000	372,700
110	291,400	322,300	354,500	373,100
111	291,600	322,600	355,000	373,600
112	292,000	322,900	355,500	374,100
113	292,300	323,300	356,000	374,700
114	292,500	323,700	356,500	
115	292,900	324,100	357,000	
116	293,200	324,400	357,400	
117	293,500	324,600	357,800	
118	293,800	324,900	358,200	
119	294,100	325,300	358,700	
120	294,500	325,500	359,200	
121	294,800	325,700	359,600	
122	295,200	326,000	360,100	
123	295,500	326,300	360,600	
124	295,900	326,600	361,100	
125	296,100	326,800	361,400	
126	296,300	327,100		
127	296,600	327,500		
128	297,000	327,700		
129	297,200	327,800		
130	297,500	328,100		
131	297,900	328,500		
132	298,300	328,700		
133	298,500	329,000		
134	298,800	329,400		
135	299,200	329,800		

136	299,500	330,200			
137	299,700	330,500			
138	300,000	330,900			
139	300,400	331,300			
140	300,700	331,700			
141	300,900	332,000			
142	301,300	332,400			
143	301,700	332,700			
144	302,000	333,100			
145	302,100	333,400			
146	302,400	333,800			
147	302,700	334,200			
148	303,100	334,600			
149	303,300	334,900			
150	303,500	335,300			
151	303,800	335,700			
152	304,100	336,100			
153	304,500	336,400			
154	304,700				
155	304,900				
156	305,200				
157	305,500				
158	305,800				
159	306,100				
160	306,400				
161	306,800				
162	307,100				
163	307,400				
164	307,700				
165	308,100				
166	308,400				
167	308,700				
168	309,000				
169	309,400				

備考 この給料表は、病院に勤務する保健師、助産師、看護師及び准看護師に適

用する。なお、必要な場合は最終号給に直前の号給との間差額を加算し、以後も同様にすることができるものとする。

別表第5(第8条関係)

級別標準職務表

	級	代表的な職
事務職	1・2級	主事等
	3級	主任主事等
	4級	主任等
	5級	係長等
	6級	課長等
	7級	事務長等
医療職(一)	1級	医員等
	2級	医長、医員等
	3級	副院長、医長等
	4級	院長等
医療職(二)	1～4級	薬剤師等
	5級	主任等
	6級	科長等
医療職(三)	1～3級	看護師等
	4級	主任等
	5級	看護師長等
	6級	総看護師長等

備考 理事長が特に必要と認めたときは、上位又は下位の級に決定することができる。

別表第6(第24条関係)

役職手当額表

役職名	支給月額
院長	160,000円
副院長	100,000円
医長	70,000円
医員	50,000円
総看護師長	40,000円

看護師長、科長、施設科長、室長（事務局及び地域医療連携室に限る。）	35,000円
主任（医療職（二）及び医療職（三）の給料表を適用する者に限る。）	15,000円
事務長（事務局長兼務者）	50,000円
事務長（事務局次長兼務者）、課長	40,000円
主幹	35,000円
係長	15,000円